

清水町告示第 98 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 14 条第 10 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 10 月 17 日

清水町長 阿部 一 男



記

- 1 当該特定空家等の所在地
清水町北 2 条 2 丁目 20 番地 1
- 2 建築物の家屋番号等
 - (1) 家屋番号 20 番 1
 - (2) 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺地下 1 階付 2 階建て
 - (3) 床面積 277.66 m²
- 3 所有者等に命じようとする措置の内容
当該特定空家等の除却
- 4 必要な措置に係る履行期限
令和 5 年 10 月 31 日
期限までに措置が行われない場合は、町長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「町長等」という。）が、当該措置を行う。
- 5 動産等の取扱い
町長等が上記 3 の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。
動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう下記問合せ先へ通知すること。
- 6 問合せ先
清水町役場町民生活課生活環境係
電話 0156-62-1151